

船橋市博物館実習生受入れ要項

1. 受付期間 1月初旬より受付を開始する。実習を申し込む者は、「様式1」の申込書に必要事項を記入の上、実習を希望する施設（郷土資料館・飛ノ台史跡公園博物館）に電話連絡の上、持参する。第1次締切りは1月末日までとする。それ以降は、定員の範囲内で随時選考する。
2. 受入れ定員 (1) 郷土資料館…………… 6人程度
(2) 飛ノ台史跡公園博物館…………… 6人程度
3. 申込資格 博物館学芸員資格の取得に必要な他の科目を取得済又は取得中であり、大学が適当と認めた者。
4. 選考基準 次の項目を選考基準とし、「様式1」の提出時に面接を行い、総合的に判断する。
(1) 船橋市内在住又は船橋市内に帰省先がある者。
(2) 船橋市内又は近隣の大学に在籍する者。
(3) 歴史学、考古学、博物館学、人類学、民俗学及びその関連分野を専攻する者。
5. 実習生の内定 申込みは第1次締切りまでの期間は保留し、締切り後速やかに選考する。選考の結果は「様式2」又は「様式3」の書式をもって申込者に郵便等で送付し、採用内定者には所属大学からの実習依頼書の提出を指示する。その後の申込みについては、定員以内のときはその都度選考し、採用を内定したときは同様に指示する。
6. 実習期間 概ね6日間を予定する。期日については、「様式2」の書式をもって連絡する。
7. 内定後の手続き 実習生に内定した者は、4月1日以降、速やかに所属する大学から実習先の施設長宛に実習依頼書を提出する。依頼書の提出は原則として5月末日到着を限度とし、特別な事情無くこの期限までに提出されないときは内定を取り消す。依頼書が提出された後、6月中に受入れを決定し、「様式4」の書式をもって回答する。
8. 実習評価 実習の評価は、「様式5」の書式をもって回答する。
9. その他 最低限必要な用具、交通費など実習生が直接負担する実費以外は、無償とする。